

宿泊税のご案内

宿泊税は、観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるために宮城県が導入した法定外目的税です。

1 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、宮城県内に所在する旅館・ホテル・簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設（以下、これらを「宿泊施設」といいます。）に宿泊する方ですが、宿泊事業者の皆様が、宿泊料金と合わせて宿泊税を徴収し、宮城県へ申告納入していただくこととしております。このような制度を「特別徴収制度」といい、宿泊施設の経営者が「特別徴収義務者」となります。



宿泊施設の経営者は「特別徴収義務者登録申請」又は「登録義務免除対象宿泊施設届出」を行い、宿泊税の徴収のほか申告納入※、各種申請や帳簿保存等を行う必要があります。

※登録義務免除対象宿泊施設は不要です。

2 宿泊税の税率

宿泊税は、宿泊料金が1人1泊あたり6,000円以上の場合、1人1泊あたり300円が課税されます。

なお、宿泊料金とは、食事代や消費税等を除いた素泊まり料金のことを言います。

宿泊税は、令和8年1月13日（課税開始日）以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。

宿 泊 料 金	税 率
1人1泊あたり <u>6,000円未満</u>	<u>課税されません</u>
1人1泊あたり <u>6,000円以上</u>	<u>300円</u>

※宿泊料金に含まれる（含まれない）主なものは次のとおりです。

《宿泊料金に含まれるものの例》	《宿泊料金に含まれないものの例》
・清掃代 ・寝具使用料 ・入浴代 ・寝衣代 ・サービス料、奉仕料等	・食事代 ・遊興費 ・会議室の使用、休憩等に係る金額 ・消費税、入湯税等の税 ・自動車代、土産代等の立替金 等

※宿泊料金を補助金・助成金等により宿泊者以外の者が支払った場合には、その金額を宿泊料金に含みます。

3 宿泊税の申告納入

【申告納入期限】

宿泊税の申告納入期限は「各月の初日から末日までの宿泊分」▶「翌月の末日」です。

宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書（様式第8号）」に「宿泊税月計表」を添付のうえ、管轄の県税事務所に提出し、併せてその税額を「納入書」により納入をお願いします。なお、期限後に申告納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が加算される場合があります。

【申告納入期限の特例】

特別徴収義務者の申告納入手続の負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

4 特別徴収義務者交付金

宿泊税は、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、宮城県へ申告納入することとしており、特別徴収義務者には新たな事務に要する負担が発生します。

このため、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を特別徴収義務者に特別徴収義務者交付金として交付することとしています。交付金は、負担の軽減及び納期内申告納入の意欲の高揚を図ることを目的としており、交付額等は次のとおりです。

【交付の基準及び交付額】

基 準		交 付 額
1	納期内納入を行ったとき	納期内納入額×2.5%
2	1の基準を満たしているとき (課税開始から5年間)	下記①と②の合計額 ① 納期内納入額×3.0% ② 納期内納入月数×1,000円
3	1の場合で電子申告を行ったとき (課税開始から5年間)	下記①と②の合計額 ① 納期内納入額×3.5% ② 納期内納入月数×1,000円

【交付時期と交付対象期間】

交付金は、前年の1月～12月申告納入分(前々年12月～前年11月宿泊分)をもとに算出し、毎年3月末頃に交付します。

5 修学旅行その他の教育活動に伴う課税免除

国内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における教育課程内の教育活動(修学旅行、林間学校など)や部活動に伴う宿泊の場合、生徒や引率の教師等は課税が免除されます。

このとき、宿泊施設は、学校等が作成した「学校の修学旅行その他の教育活動であることの証明書」を受領する必要があります。

6 その他

(1) 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

日本語表記は「宿泊税」、英語表記「Accommodation Tax」です。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合があります。消費税の詳しい取扱いは税務署までお問い合わせください。

(2) 電子申告等

宿泊税に関する以下の手続きは、地方税共同機構が運営する「地方税ポータルシステム(eLTAX)」を利用して行うことができます。

・宿泊税納入申告書の提出
・電子納付
・宿泊税特別徴収義務者登録申請書の提出
・宿泊税申告納入期限等の特例承認申請書の提出
・更正請求書の提出
・宿泊税還付・納入義務免除申請の提出
・各種届出書等の提出

※「地方税ポータルシステム(eLTAX)」を利用して手続きするためには、利用者IDおよび電子証明書が必要です。

※「地方税ポータルシステム(eLTAX)」の利用については、eLTAXのホームページ(URL: <https://www.eltax.lta.go.jp/special/pcdesknext/>)をご確認ください。



◆申告書の提出／問い合わせ先◆ 宮城県北部県税事務所 課税第一班
〒989-6117 大崎市古川旭4丁目1-1
TEL 0229-91-0705 FAX 0229-23-6138